

平成24年第1回森町議会定例会12月会議会議録（第2日目）

平成24年12月12日（水曜日）

開議 午後 1時30分

休会 午後 3時09分

場所

森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
平成24年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 4 議案第 1号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2号 森町福祉灯油等の助成に関する条例の制定について
- 6 議案第 3号 平成24年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 7 議案第 4号 平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第 5号 平成24年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 6号 平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 7号 平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第 8号 平成24年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第 9号 平成24年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 13 議案第10号 平成24年度森町水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 議案第11号 財産の取得について
- 15 議案第12号 財産の取得について
- 16 発議第 1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 17 発議第 2号 行財政改革等に関する調査特別委員会審査報告書
- 18 意見書案第1号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書
- 19 意見書案第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書
- 20 意見書案第3号 安心できる介護制度の実現を求める意見書
- 21 意見書案第4号 福島原発事故原因の徹底究明・検証と、泊原発をはじめとする原発の再稼働をせず、大間原発の建設中止を求める意見書
- 22 意見書案第5号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意

見書

2 3 議員の派遣について

2 4 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長	16番	野村	洋君	副議長	1番	菊地	康博君
	2番	山田	誠君		3番	宮本	秀逸君
	4番	松田	兼宗君		5番	前本	幸政君
	6番	川村	寛君		7番	西村	豊君
	8番	木村	俊広君		9番	堀合	哲哉君
	10番	中村	良実君		11番	小杉	久美子君
	12番	長岡	輝仁君		13番	三浦	浩三君
	14番	東	秀憲君		15番	黒田	勝幸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷	恵造	君
副町長	片野	滋	君
総務課長	木村	浩二	君
総務課参事 選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長 会計管理者	佐々木	陽市郎	君
	小田桐	克幸	君
防災交通課長	菊池	一夫	君
契約管理課長	福田	繁幸	君
企画振興課長	富原	尚史	君
税務課長	金谷	孝己	君
収納管理課長	木村	哲二	君
保健福祉課長	野田	勝正	君
保健福祉課参事	川村	光夫	君
保健福祉課参事	山田	仁	君
住民生活課長	金丸	由起子	君
環境課長 農林課長兼農業 委員会事務局長 水産課長	竹内	明	君
	横内	仁司	君
	久保	康人	君
	島倉	秀俊	君

商工労働観光課長	金丸義樹君
建設課長	小井田徹君
上下水道課長	石島則幸君
教育長	香田隆君
学校教育課長	清水雅信君
社会教育課長	伊藤昇君
体育課長	谷口方規君
給食センター長	坂尻正純君
図書館長	若松幸弘君
生涯学習課長	中島将尊君
さくらの園・園長	釣隆吉君
病院事務長	柏渕茂君
消防長	山田春一君
消防次長兼署長	松川眞也君
砂原支所長	輪島忠徳君
町民サービス課長	竹浪孝義君
保健対策課長	澤口幸男君
監査委員	池田勝元君

○出席事務局職員

事務局長	佐藤洋君
事務局次長	藤田司志君
庶務係長	喜田和子君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
平成24年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 2 議案第 1号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2号 森町福祉灯油等の助成に関する条例の制定について
- 4 議案第 3号 平成24年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 5 議案第 4号 平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 6 議案第 5号 平成24年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第 6号 平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第 7号 平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第 8号 平成24年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正

予算（第3号）

- 1 0 議案第 9号 平成24年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 1 1 議案第10号 平成24年度森町水道事業会計補正予算（第3号）
- 1 2 議案第11号 財産の取得について
- 1 3 議案第12号 財産の取得について
- 1 4 発議第 1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 1 5 発議第 2号 行財政改革等に関する調査特別委員会審査報告書
- 1 6 意見書案第1号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書
- 1 7 意見書案第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書
- 1 8 意見書案第3号 安心できる介護制度の実現を求める意見書
- 1 9 意見書案第4号 福島原発事故原因の徹底究明・検証と、泊原発をはじめとする原発の再稼働をせず、大間原発の建設中止を求める意見書
- 2 0 意見書案第5号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書
- 2 1 議員の派遣について
- 2 2 休会中の所管事務調査等の申し出について

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成24年第1回森町議会定例会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により12月会議を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、黒田勝幸君、1番、菊地康博君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、承認第1号、平成24年度森町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

本件は、平成24年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものでございます。

1ページをごらんください。本件につきましては、平成24年度森町一般会計補正予算の第6回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,831万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ91億1,631万1,000円としたものでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。まず、6 ページ、7 ページをお開きください。歳出ですが、款 2 総務費、項 4 選挙費、目 4 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の節 1 報酬から節 18 備品購入費は、選挙執行事務に係る所要の経費を計上したものでございます。

また、ちょっと戻っていただいて 4 ページ、5 ページの歳入では、所要財源として全額選挙費委託金を計上したものでございます。

以上で専決処分のご報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから承認第 1 号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 3、承認第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 1 号

○議長（野村 洋君） 日程第 4、議案第 1 号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（横内仁司君） ただいま議題となりました議案第 1 号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、町が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関する規定を定めるために改正しようとするものでございます。

参考資料として、条例新旧対照表を提出してございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第 1 号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第5、議案第2号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(川村光夫君) 議案第2号の森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について説明申し上げます。

説明資料のほうで説明させていただきます。資料ナンバー2の1ページをご参照願います。本条例案は、昨年度に引き続き冬期間の増嵩経費に対応するため暖房費の一部を助成しようとするもので、条例内容につきましては昨年とほぼ同様の内容となっております。

第1条は、本条例制定の目的を記載しております。この条例は、冬期間の増嵩経費に対応するため、町内に居住する老人世帯、重度心身障がい者世帯、母子世帯等の生活困窮者に対し、暖房費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図り、その福祉の向上に資することを目的とする。

次に、第2条、助成の対象となる世帯を規定しております。助成する世帯は、平成25年1月1日現在の住民基本台帳に記載され、次の各号のいずれかに該当する世帯(以下「対象世帯」という。)のうち町民税非課税世帯とする。ただし、対象世帯のうち生活保護法による生活保護を受けている世帯、該当となる障がい者等が社会福祉施設等に入所している世帯及び世帯の全員が長期入院世帯並びに冬期間町外に滞在している世帯を除くものとする。主な対象は、説明欄にありますように老人のひとり世帯、重度心身障がい者世帯、母子、父子世帯で低所得者世帯となります。

次に、2ページをお開き願います。第3条は、助成内容ですが、灯油の支給量を規定しております。今回も1世帯当たり50リットルとしておりますが、灯油以外の暖房を使用している世帯については相当金額を支給できるように規定しております。

第4条以下については手続規定であります。これについては省略させていただきます。

なお、下段のほうに事業概要を記載してありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ですが、森町福祉灯油等の助成に関する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(野村 洋君) これから議案第2号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第2号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第6、議案第3号 平成24年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(木村浩二君) それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町一般会計補正予算の第7回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,258万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ94億889万9,000円にしようとするものです。

第2条、債務負担行為の追加及び第3条、地方債の変更は、第2表及び第3表に記載のとおりでございます。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入ですが、款10地方交付税の2億227万3,000円は、補正財源として計上するものでございます。

続いて、10ページ、11ページをお開き願います。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の1,664万円は、障害者介護給付費に係る国の負担分でございます。

同じく項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金、節3住宅費補助金の450万円は、町営住宅解体工事に伴う交付金でございます。

続いて、款15道支出金、項1道負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金の832万円は、障害者介護給付費に係る道の負担分でございます。

同じく項2道補助金、目2民生費補助金、節1社会福祉費補助金の60万円は、議案第2号で条例制定されました福祉灯油事業に係る交付金でございます。

次に、12ページ、13ページの款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入の89万9,000円は、砂原地区において袋地状態だった町有地を隣接者の方が購入したいということで、森町普通財産の売払いに関する取扱要綱に基づき、991.73平

米を売り払いしたものでございます。

続いて、款18繰入金で財政調整基金からの6,110万円と款19繰越金の147万9,000円は、補正財源として計上するものでございます。

次に、14ページ、15ページの款21町債ですが、それぞれの事業費の確定により増減額を補正しようとするものです。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。歳出の主なものを説明いたします。款1議会費は、会議録委託料に不足が生じてきたために増額をしようとするものでございます。

続いて、款2総務費、項1総務管理費、目2人事管理費、節2給料から節4共済費までの増減額は、副町長の不在期間の減額と現時点での執行精査によるものでございます。

同じく目7情報推進費、節11需用費の129万2,000円は、N T Tの電柱取りかえ工事に伴い、町所有の光ケーブルの添架変更に伴う修繕料でございます。また、同じく節13の委託料262万5,000円の減額は、赤井川交差点の国道拡幅工事に伴い、光ケーブルの移設を予定しておりましたが、用地交渉が難航したため新年度に延期をするものでございます。

同じく目11諸費、節19負担金補助及び交付金の97万3,000円は、地方バス生活路線維持費の実績精査によるものでございます。

次に、18ページ、19ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節11需用費の88万円は、鳥崎地区の防犯灯を修繕しようとするものでございます。同じく節20扶助費の268万円は、燃油の増嵩に伴い福祉灯油給付事業を実施しようとするものでございます。

次に、20ページ、21ページの目5障害者福祉費、節20扶助費の3,328万円は、法改正による公費負担分や利用者の増によるものでございます。

同じく目8後期高齢者医療費、節19負担金補助及び交付金の202万1,000円は、前年度給付費の確定による増額、節28繰出金の379万6,000円の減額は広域連合負担金の確定によるものでございます。

同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金の100万円は、駒ヶ岳保育園の保育士の増員に対し、所要の補助をしようとするものでございます。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費、目6病院費、節19負担金補助及び交付金の2億1,617万9,000円は、国保病院事業会計への補助金を計上したものでございます。

次に、22ページ、23ページの項2清掃費、目3清掃施設費、節11の需用費は、燃料及び電気料の増嵩に対応するため修繕料の執行残経費でそれぞれ振りかえをしようとするものです。

続いて、款6農林水産業費、目5農地費、節8報償費から役務費までは、濁川活性化センターの落成式に係る経費を計上しております。同じく節15工事請負費の減額は、濁川生活改善センター解体撤去工事費の精査によるものです。また、節19負担金補助及び交付金は、国営駒ヶ岳総合土地改良事業の繰上償還金を計上してございます。

次に、24ページ、25ページの項3水産業費、目2水産業振興費、節19負担金補助及び交

付金の200万円は、掛瀬漁港の矢板の腐食を事前調査するため国、道、町の負担割合に応じた金額を計上しております。資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。

同じく目3水産施設管理費、節11需用費の251万3,000円は、燃料及び電気料の増嵩によるものと重機の修繕料をそれぞれ計上しております。

同じく目4排水処理施設費、節11需用費の233万5,000円は、電気料の増嵩と処理量の増によるものでございます。

続いて、款7商工費、項1商工費、目2観光費、節11需用費の23万6,000円は、展望物産館プラザトイレの暖房施設を修繕しようとするものです。

続いて、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節11需用費の95万円は、町道のグレーチングを修繕しようとするものです。

次に、26ページ、27ページの項3河川費、目1河川総務費、節15工事請負費の1,000万円は、赤井川の埋塞土砂の調査業務の成果により所要の経費を計上するものでございます。資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、項4港湾費、目1港湾管理費、節11需用費の51万円は、港湾内の照明灯や東港先端の簡易灯台の修繕をしようとするものです。

同じく項6住宅費、目1住宅管理費、節15工事請負費の900万円は、国の交付金を活用して町営住宅のはまなす団地2棟8戸を解体処理しようとするものです。資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節19負担金補助及び交付金の220万円は、育英会の奨学資金の貸し付けと償還金とのバランスを図るため補助をしようとするものです。資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、28ページ、29ページの項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費の燃料費は、単価の増嵩によることと光熱水費は尾白内小学校のプールが漏水していることが原因ではないかと考えているところです。

同じく項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費の240万6,000円は、森中学校暖房施設やスクールバスの修繕料でございます。

同じく目2教育振興費、節18備品購入費は、森、砂原両中学校の楽器を購入しようとするものです。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。事項別明細書8ページから31ページまで歳入歳出一括で行います。

○5番（前本幸政君） 20ページ、款4衛生費、目6病院費、昨日も一般質問の中で触れられたのですが、2億1,617万9,000円の補助金につきまして事務長のほうから答弁をいただきたいと思っております。よろしいですか。今回補正のほうでこの2億1,600万何がしが今出されていますけれども、これ年度末までには大体幾らくらいを予想されていますか。

○病院事務長（柏瀬 茂君） 議員のただいまのご質問についてご回答させていただきます。

す。

一応現時点では昨年度並みということで、昨年度の23年度の一般借入金繰入額が4億8,432万円でしたが、平成24年度の見込み額につきましては4億8,477万円なので、ほぼ同額で推移すると見込んでおります。

以上でございます。

○5番（前本幸政君） わかりました。

それで、国のほうからの交付金という部分があることによって、町の持ち出しは昨年度は約3億弱の持ち出しの負担金だったと思うのですが、この交付金の部分は同じような感じで変わらないという見通しなのですか。

○病院事務長（柏渕 茂君） 現時点ではそういうことでございます。

以上です。

○5番（前本幸政君） 昨年度並みということで聞いたのですが、これも大変なことかなというふうに思っています。この要因という中身ですけれども、主にどのようなことが考えられた数字なのでしょうか。

○病院事務長（柏渕 茂君） ただいまのご質問についてご回答させていただきます。

今年度医師が、常勤医が退職をしております。その退職に伴い、引き続き医師の確保ができておりません。そのことによって、やはり町民の皆様の不安というのですか、安心して受診できるという部分が失ったというか、信頼を少し失ったことによって患者さんが減ったということで見込んでおります。

以上です。

○13番（三浦浩三君） 教育費の28ページ、社会教育費の鷺ノ木遺跡の調査費のことできのう同意されました新教育長並びに町長のほうにもうちょっとお伺いしたいと思います。

この調査の全体的なスケジュール、そういうものをちょっとお示し願えれば。それとあわせて、この遺跡というものに対しての町の何か政策というもの、そういうものは考えられるのか、考えていくのか。というのは、高速道路も開通して、また新幹線というものも先に見えるような時代になってきましたものですから、この辺は非常に有意義な遺跡でないかなと、そう思うものですから、この利活用というものに対してのシミュレーションしたようなものがもし示すことができるのであれば、概略でもいいですからご説明願えればと思います。

○社会教育課長（伊藤 昇君） 私のほうから、前段の事務的な部分でございますけれども、この鷺ノ木遺跡の発掘調査でございますが、今回の予算に計上されているものにつきましてはあくまでも鷺ノ木遺跡と、それから鷺ノ木1遺跡、それから砂原陣屋の遺跡の調査、それから松屋崎の調査ということで国の補助金、それから道の補助金をいただいて調査をしているというこの補助内容になっております。ですから、この今回出しました予算につきましてもその4つの部分につきましては補助対象経費ということでの補正を計上させていただきます。

それから、前段で私のほうから鷺ノ木遺跡の主な現在の進捗という部分で、今年の部分で鷺ノ木遺跡の追加の国の指定遺跡になったわけでございまして、それを現在保存管理計画、これをあわせて前のストーンサークルの部分もあわせて保存管理計画を策定するというような作業を現在してございます。

以上でございます。

○教育長（香田 隆君） 私のほうから、少し今後の考え方についてお話をさせていただきます。

今伊藤課長のほうから、今までの経過、それから今の現在の進捗状況ということで保存管理計画を策定しているということでございますけれども、北海道、北東北のいわゆる遺跡群の世界遺産登録に向けて、平成27年に世界遺産登録の申請をするというか、そういう段階にきていますけれども、今はそれに向けて保存整備計画の活用、それから遺跡の公有化というのですか、町のほうでそれを購入して、そして整備を進めているという状況になってございますので、あと2年数カ月の中でその辺の活用につきましても十分考えていきたいと。先ほど委員のほうからもお話ありましたけれども、世界遺産登録になればいろんな形で活用が考えられますけれども、先日も外国の方の委員の方々がいらっやって遺跡を見ていったということですが、大変すばらしい遺跡の中身だというお話も私は今日ですが、お聞きしました。そんなことで、ぜひ世界遺産登録に向けてこれから町中でその活動を広げながら、何とか世界遺産登録に向けて頑張っていければというふうに思っております。

以上です。

○13番（三浦浩三君） それで、今教育長のお考えは聞きましたけれども、やはり町としても先ほど私が言ったように高速の開通、新幹線というものの、この一つの大きな懸念材料としてのストロー現象というものをやっぱり懸念するものですから、これ長期的な計画を持って何かに利活用できるようなものというものを、これ考えられるのではないかなと、そう思うものですから、その辺の総体的な考えというものを何かこれから構築できるものなのかどうか、その辺できたら考えを示してもらえれば。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○3番（宮本秀逸君） くしくも今の部分ですが、補正額がゼロになっているのですけれども、プラスとマイナスと見事に一致しているという中身なのですが、こういった数字合わせみたいな形なりにちょっと見えるのですけれども、こういった経緯はどの

ですかね。ちょっと説明してください。

○社会教育課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

この部分につきましては、先ほどちょっと申し上げました4つの遺跡の調査という部分で出土遺物ですとか、それから図面の部分ですとか、国、道に対する報告がございます。その部分で整理作業員の日数が伴うということで、賃金なり調査費まで増額をお願いしているところがございますけれども、旅費から委託料までにつきましては事業の執行精査の中でその財源を求めて一般財源等の財源がないような状況で行ったところがございます。

○2番（山田 誠君） 12、13ページ、財産収入の関係の土地売払収入なのですが、参考までにお聞きしたいと思っておりますけれども、砂原地区の袋地の用地と。実は、私が今聞こうとしているのは売買単価、平米と固定資産評価の伴う評価額の平米とどのぐらいになっているか、まずお聞きしたいと思います。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

この土地については、先ほど説明いたしましたとおり完全に袋地になっている状態で、今回買われた方の土地の中に点在していた土地ということでご理解をいただきたいと思えます。平米数については991.73平米、約300坪でございます。売買価格につきましては、評価額等近隣地にあったのですが、実はこの土地につきましては旧砂原村時代、隔離病棟として使われていた土地でございました。それで、近傍の評価額があってもなかなかそれを参考にできないちょっと意味のある土地だということで、我々もちょっと悩みまして、この点につきましては不動産鑑定士に依頼をして単価を出していただきました。近傍の評価額とはやはりかけ離れてはおりますが、鑑定士に過去隔離病棟だった土地、それからすぐ隣には旧砂原町の火葬場があった土地ということを加味していただきまして単価を出していただきました。確かにこの購入された方が自分で購入された土地との単価はかなり違いはありますが、町としては完全な袋地ということと先ほど説明した2点、これらを加味して鑑定士に依頼をしたところがございます。その結果、坪単価3,000円ということで、約300坪ありましたので、90万円で購入していただいたということでございます。

○2番（山田 誠君） いろいろ諸条件があつての不動産鑑定士を導入しての単価というふうに理解しますけれども、前に議会側のほうから事務事業等々の見直しの中で土地の価格、要するに評価額と売買価格が相当な差があると。これは、森町の特に砂原方面のほうの評価額よりも売買価格が低いという実態が今数年続いているというようなことで、先ほど総務課長のほうから近傍云々くんぬんもあつたのだろうけれども、なかなか適当な値段でないということで不動産鑑定士を導入したということだったと理解しておりますけれども、これらが何らかの都合でその近傍の単価、どこかまた売の場合にそれが参考になると。買うほうは安ければいい、売るほうは高いほうがいい、これは当たり前の話なのだけれども、そういうことの影響がないように対応していただきたいと、そういうふうに思っています。私も聞いている範囲では何で、事情のわかっている方はいいのだろうけれども、わからない方は何で安いのだというような話も出ていますので、その辺町民のほうに誤解

のないようにひとつ対応をしていただきたいなど、そういうふうに思っています。もう一度お願いします。

○総務課長（木村浩二君） 確かに評価額と、それから個人的な売買における単価の差があるということは町としても承知してございます。個人売買であれば安い単価で交渉されるというのが通常だとも思っております。議員おっしゃられるように、ここの単価が周りに影響しないようにということは我々も最初から考えまして、とにかく意味のある土地なのだということを強調しまして不動産鑑定士にも鑑定してもらったということがございます。今後この近傍地で売買ということがあれば、この辺はしっかり説明をしていきたいなというふうに思っております。

なお、購入された方については、この単価でも若干高いのではないかというふうな意思を表示しましたが、うちのほうと交渉しましてこの単価でおさめていただいたというところがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第4号 平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（川村光夫君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,270万円を追加し、歳入歳出それぞれ29億2,295万3,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分滞納繰越分487万7,000円を補正するものでございます。

次に、款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金の過年度分967万9,000円は、額の確定により補正するものでございます。

次に、款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、平成23年度繰越金814万4,000円は繰越金の全額を補正するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費2,100万円は、一般被保険者の高額医療費に対して支給するものでございます。

同じく目2退職被保険者等高額療養費170万円は、退職被保険者に対し高額医療費を支給するものでございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第5号 平成24年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（川村光夫君） 議案第5号について説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ378万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億1,024万9,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料39万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金の財源として過充当となるために減額するものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金は、一般会計のほうにもありましたけれども、北海道の負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定により事務費繰入金と保険基盤安定繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

款4繰越金、項1繰越金40万円3,000円は、平成23年度繰越金全額を補正するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金の378万5,000円の減額は、一般会計にもありましてとおり道費負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の金額の確定により減額するものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第6号 平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（山田 仁君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町介護保険事業特別会計補正予算の3回目となるものでございます。

歳入歳出それぞれ1,963万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億5,612万2,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。6ページをお開きください。まず、保険事業勘定の歳入、款6道支出金、項2道補助金、目3財政安定化基金交付金、節1財政安定化基金交付金の1,500万8,000円は、介護保険法第17条により北海道が設置する財政安定化基金から交付があったものでございます。

款8繰入金、項2特別会計繰入金、目1サービス事業勘定繰入金、節1サービス事業勘定繰入金の25万6,000円の減額は、サービス事業勘定の居宅介護支援事業委託料の増に伴いまして、サービス事業勘定繰出金を減額するものでございます。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の488万5,000円は、平成23年度決算によります繰越金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。8ページをお開き願います。款2保険給付費、項5高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費、節19負担金補助及び交付金の450万は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間の医療保険と介護保険の両方が自己負担限度額を超えた世帯に対し支給する制度でございますが、国保連合会からの決定のおくれから今回補正をするものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料の12万9,000円は、平成21年度介護給付費財政調整交付金の過大交付の返還をするものでございます。

10ページの款6基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節25積立金1,500万8,000円は、歳入でご説明いたしました財政安定化基金交付金を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。サービス事業勘定の歳出についてご説明させていただきます。款1事業費、項1居宅介護支援事業費、目1居宅介護支援事業費、節13委託料の25万6,000円は、介護予防サービス計画作成が当初見込みより増加していることから委託料を補正し、それに伴い款2諸支出金、項1繰出金、目1保険事業勘定繰出金、節28繰出金を減額するものでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第7号 平成24年度森町介護サービス事業特別会

計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億3,529万7,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入でございますが、款4繰越金につきましては歳出でご説明いたします財源への充当をするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページ、歳出、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節11需用費の燃料費、光熱水費に関しましては、単価アップと今後の使用量を勘案してのものでございます。修繕料に関しましては、経年劣化による暖房用ポンプの取りかえ修繕でございます。次に、節14使用料及び賃借料に関しましては、今夏の実施が予定されていた計画停電に伴いまして入園者のケアプランの見直しが必要となりましたので、その分のコピー代でございます。

次に、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の節2給料から節7賃金までの人件費にかかわる減額、増額分に関しましては、衛生職員1名の退職とそれに伴う臨時介護職員の補充によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第8号 平成24年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第3回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せずに、歳入歳出それぞれ4,951万2,000円にするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。歳出のみの補正でございます。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費、節11の需用費につきましては、施設の電気料とウロの乾燥システムの修繕料でございます。修繕料につきましては、説明資料ナンバー8を提出してございますので、ご参照願いたいと思います。節13委託料につきましては、ウロの貯蔵槽の減量化対策といたしまして1槽分の処理の予算措置をしていたところでございますけれども、ウロの乾燥システムの故障により、その修繕費用に充てるため、今年度予定してございました貯蔵槽の処理を次年度において実施することによる減額でございます。節25積立金につきましては、委託料の減額分より需用費に計上しました額を除いた分を施設運営調整基金に積み立てようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第9号 平成24年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（柏渕 茂君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

平成24年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回の補正となるものでございます。

第2条、平成24年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の部、第1款病院事業収益、既決予定額8億8,042万1,000円に2億1,617万9,000円を補正し、10億9,660万とするものでございます。

支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額11億2,441万円を6,384万3,000円減額し、10億6,056万7,000円とするものでございます。

第3条、債務負担行為の補正につきましては、平成25年度の院内清掃業務委託にかかわる債務負担の設定でございます。

第4条、予算第7条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。経営健全化補助金、既決予定額1,685万3,000円に2億1,617万6,000円を補正し、2億3,303万2,000円とするものでございます。

2ページ目をごらんください。事項別明細書によりご説明いたします。収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額2億1,617万9,000円は、経営健全化補助金でございます。

次に、3ページ目の支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費6,934万3,000円の減額補正は、当初医師1名採用予定でございましたが、このたびの補正予算編成時に医師の確保が見込まれなかったこと及び職員の異動により精査するものでございます。

目3経費、補正予定額550万円は、応援医師による報償費及び旅費でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第10号 平成24年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町水道事業会計予算の第3回目の補正予算でございます。

第2条の債務負担行為につきまして、水道事業会計予算第5条として、債務負担行為を

することができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第11号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（清水雅信君） それでは、議案第11号についてご説明いたします。

財産の取得について。

地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量、各小学校教育用パソコン一式。

2、取得の方法、指名競争入札。

3、取得の金額、1,744万7,115円。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合長、寺島光一郎。

概要についてご説明いたします。本件は、各小学校教育用パソコンの年数経過により更新時期を迎えたため、機器の更新整備を行おうとするものでございます。今回導入しようとする設備は、従来の1人につきパソコン1台の方法をシンクライアント技術を用い、1台のパソコンに複数の画面、キーボードを接続する方法を採用するものでございます。更新に当たっては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、整備をしようとするものでありまして、納入業者より一旦備荒資金組合が機器等を購入し、当事業の利用希望市町村へ譲渡し、市町村は最長5カ年で備荒資金組合へ償還するといった仕組みであります。なお、納入業者は株式会社エスイーシーであります。本事業の優位性として、利息が0.3%と極めて低率であり、リース等による取得更新の手法と比較すると低減

が図られるものであります。今般当該物品の取得価格が700万円以上となることから、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、本件に係る債務負担行為の議決は、本年第1回森町議会定例会3月会議で承認をいただいているところでございます。

説明資料として、機器の種類、台数や価格などについては資料9の1ページを、シンククライアント技術について資料9の2ページを、入札経過と入札結果について資料9の3ページを提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。

○4番（松田兼宗君） ちょっとお聞きしたいのですが、5カ年で返済するというか、財産取得というふうになっているのがちょっと腑に落ちない。要するに町の所有になるのだろうけれども、5カ年使用した後どうするのかかなと思って、財産だから財産処分という問題になってくるのか。普通考えられる減価償却の問題とか、5年後の残存価値が幾らになっているのかというようなことをわかればちょっと教えてほしいのですが。

○学校教育課長（清水雅信君） パソコンの通常の減価償却といいますか、大体5年ぐらいがめどでございます。それで、特にこのパソコンについて減価償却は特に実施しておりません。

それと、これの備荒資金組合を使うというシステムは、まず備荒資金組合が業者よりパソコンを納入する形でございます。そして、備荒資金組合より今度は町のほうが購入するというような形で、資金的にはこのような形で償還金という形で町のほうで備荒資金組合へ返還するという方式でございます。そのような方法でございますので、特に減価償却などは必要ないということですのでよろしくお願いいたします。

○4番（松田兼宗君） というのは、要するに今まではリースだったわけですよね。それを財産取得ということになると、何か意味が変わってくるのかなというふうに思うものですから、5年後というのはそうしたら廃棄処分ということ。だけれども、あくまでも財産は財産として所有するわけで財産になってしまいますよね、その5年後の話ですけれども。何かその辺がどうも腑に落ちないというか、ただ単なる買い取りリース、要するに単なる買い取りリースのイメージでいいのか。そういう理解でいいのかなと思ったりもするのですが、その辺が財産取得というふうな形になっているものですから、ちょっとその辺がわからないなと思っているのですが。

○学校教育課長（清水雅信君） 財産取得という形になっておりますけれども、財産及び物品という形でどちらかといえば物品のほうの取得になろうかと思えます。ただ、その中で700万円以上についてはやはり議会の議決を得なければならないというシステムになっておりますので、その辺ご理解願いたいと思えます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（木村浩二君） 財産の取得ということで、私のほうから説明をさせていただきます。

町の財産の取得あるいは処分に関する条例というものがございまして。その条例の中で動産、不動産、備品購入費、これについては700万円を超えるもの、この取得、処分については議決を得なさいということになってございまして。それで、今回備荒資金組合との関連でうちがこの議決をとるわけですが、松田議員お尋ねの5年後あるいは5年を過ぎた後処分するときにはどうなのだとお聞きになっていましたけれども、5年すればある程度の残存価格は700万円はまず割るはずで、そういうことで処分の議会の議決は要らないということをご理解いただきたいと思います。

また、備荒資金組合を活用するということは、これはリース事業ではなくて一旦備荒資金組合に買ってもらって、安い利率0.3%ですので、この安い利率で分割払いをするということで、そこはリース事業とは違うのだということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございしますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第12号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（清水雅信君） それでは、議案第12号についてご説明いたします。

財産の取得について。

地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量、各中学校教育用パソコン一式。

2、取得の方法、指名競争入札。

3、取得の金額、1,016万7,885円。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合長、寺島光一郎。

本件は、各中学校教育用パソコンの年数経過により更新時期を迎えたため、機器の更新整備を行おうとするものでございます。概要等につきましては、議案第11号で説明した内容と同じであります。

説明資料としまして、機器の種類、台数や価格などについて資料9の1ページを、シンクライアント技術について資料9の2ページを、入札経過と入札結果について資料9の3ページを提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第1号

○議長（野村 洋君） 日程第16、発議第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（堀合哲哉君） 発議第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案の趣旨説明を申し上げます。

本条例については、今回地方自治法の一部改正があり、地方公共団体の議会及び町による適切な権限の行使の確保と住民自治のさらなる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係等、必要な改正がなされたところでございます。

町の条例としては、今回森町議会会議条例と森町議会委員会条例の2本の条例の一部が

それぞれ改正となっておりますが、一本の法律の改正に伴い改正するものでありますので、記載のように地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例として一本の条例にまとめた形で提案させていただいております。

それでは、資料により説明いたします。森町議会会議条例新旧対照表をご参照願います。

第1条、森町議会会議条例の一部を改正する条例について規定しております。

第2条は削除としておりますが、このたびの法律の改正に基づき現行の定例会と臨時会の議会運営の方式に加え、通年を会期とすることを選択できるようになり、森町では通年制として既に運用してきておりますので、定例会という考え方の規定を削除するものでございます。

第3条、会期につきましては、このたび法改正により新たに法第102条の2が設けられ、通年会期について規定されたものでございまして、これに基づき改正するものでございます。

第4条の本会議についても定例会という規定がなくなり、それにかわり定期的に会議を開く日として定例日を設けることになりました。森町においては、従来より3月、6月、9月、12月と定例会を開催しており、当面これに基づく定例日を定めたいと考えております。定例日につきましては、第4条第1項に記載のように3月、9月においては各月1日から15日までとし、6月、12月については第2の火、水曜日としたいと考えております。なお、3月と9月においては定例日の始めの日に具体的な日程を議決しながら会議を開催してまいりたいと考えております。

最後に、附則として、この条例は平成25年1月1日から施行するとしております。

次に、第2条、森町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をいたします。森町議会委員会条例新旧対照表をご参照願います。

第6条中に新たに3項目を加えております。このたびの法改正により、議員の各委員会への所属義務や委員の選任等に関する事項が各議会の条例に委任されたため定めるものがあります。

第1項は、議員の委員会への所属義務を規定しております。

また、第2項において常任委員及び議会運営委員の選任方法について規定しております。

第3項は、特別委員会の委員の選任方法及び在任期間について規定しております。

附則として、この条例は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する日から施行するとしております。

以上、発議第1号の提案に対する趣旨説明といたします。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから発議第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

日程第16、発議第1号は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第16、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議第2号

○議長(野村 洋君) 日程第17、発議第2号 行財政改革等に関する調査特別委員会審査報告書についてを議題とします。

行財政改革等に関する調査特別委員会に付託中の行財政改革等に関する調査の件について、議会会議規則第47条の規定によって調査特別委員会の審査報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

○行財政改革等に関する調査特別委員長(菊地康博君) 行財政改革等に関する調査特別委員会中間報告。

平成24年第1回森町議会定例会12月会議。

行財政改革等に関する調査研究について、森町議会会議規則第47条の規定により、次のとおり報告します。

2ページをお開きください。1の調査事件ですが、平成23年第2回森町議会定例会4月会議の特別委員会の設置に基づく行財政改革等に関する調査研究についてであります。

次に、2の調査の経過ですが、平成23年第1回森町議会定例会3月会議において第8回委員会から第10回委員会までの審査経過を報告しました。したがって、このたびは第11回委員会から前回の第17回委員会までの審査経過になります。

平成23年6月27日実施の第11回委員会以降、7回の委員会開催と平成23年度、24年度と2回の視察調査を実施してまいりました。第11回委員会以降においては、行財政改革集中改革プランで重点的に取り上げられているさくらの園、保育所、学校給食センターの運営について集中審議を行ってまいりました。個々の委員会の内容については記載のとおり膨大な量でありますので、後ほどごらん願いたいと思います。なお、町においては審議の状況等を町広報や町の公式ホームページなどでお知らせし、議会においては視察調査の報告を議会だよりでその都度お知らせしてきたところであります。

最後に、3の審査の結果について読み上げたいと思いますので、5ページをお開き願います。本委員会として平成23年第1回森町議会定例会3月会議において中間報告をして以

来、約1年9カ月、7回にわたり審議を重ねてまいりました。特に3事業についての審議となり、町から提案された方針について数度にわたり資料の再提出を求めながら慎重審議をしてきたところであります。また、町民や関係者への町の説明会の経緯や行政視察による他市町村の動向も踏まえた中で本委員会として判断する時期に来たものとの認識を持っていたところであります。しかしながら、さきの森町長選挙において新町長となられた梶谷町長が従来の3事業の見直しに対する方針を一旦白紙に戻して改めて検討したい旨、表明されたところであります。先般の全員協議会や前回の委員会においても梶谷町長の3事業に対する所信に対して議論が交わされました。町長の考えもまだはっきりと固まったわけではなく、具体的な取り組みはこれからになるものと思われまます。しかし、行財政改革大綱に基づく集中改革プランの計画年次も後半に入り、特に3事業については抜本的に検討し、実行する段階に差しかかっているのも現実であります。また、合併による交付税算定の経過措置が平成27年度で終了することを考慮すると長時間をかけて検討する猶予はなく、新年度の町政執行方針策定までには実現可能な行財政改革に対する考え方や具体的なスケジュールを明らかにするよう要請するものであります。

なお、現方針で既に町民や関係者などへ説明会がなされているところであり、スケジュールの変更など周知を図り、関係各位の理解を得るよう努力を願います。

以上、委員長報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから発議第2号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

以上で行財政改革等に関する調査特別委員会の中間報告の審査を終わります。

◎日程第18 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第18、意見書案第1号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第19、意見書案第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第20、意見書案第3号 安心できる介護制度の実現を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第21、意見書案第4号 福島原発事故原因の徹底究明・検証と、泊原発をはじめとする原発の再稼働をせず、大間原発の建設中止を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第22、意見書案第5号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第23、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第120条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第23のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第24 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（野村 洋君） 日程第24、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会通年議会実施要綱第7条に基づき、配付の上報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして第1回森町議会定例会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成24年第1回森町議会定例会12月会議を終了いたします。

休会 午後 3時09分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成24年12月12日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員